

未定稿（R7.3.18時点）



生乳需給安定クロスコンプライアンス 説明会



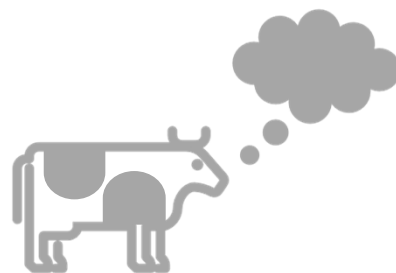
令和7年3月

農林水産省
畜産局

～ 目次 ～

I	クロスコンプライアンス導入経緯	・・・ 2
II	クロスコンプライアンス制度の概要	・・・11
III	クロスコンプライアンス要件の確認フロー	・・・20
	III-1 拠出金納付上の手続き	・・・22
	III-2 補助事業申請上の手続き	・・・28
	III-3 拠出実績の突合	・・・38
IV	酪農乳業需給変動対策特別事業について（Jミルク）	・・・42
V	事前質問への回答	・・・55

I クロスコンプライアンス導入経緯

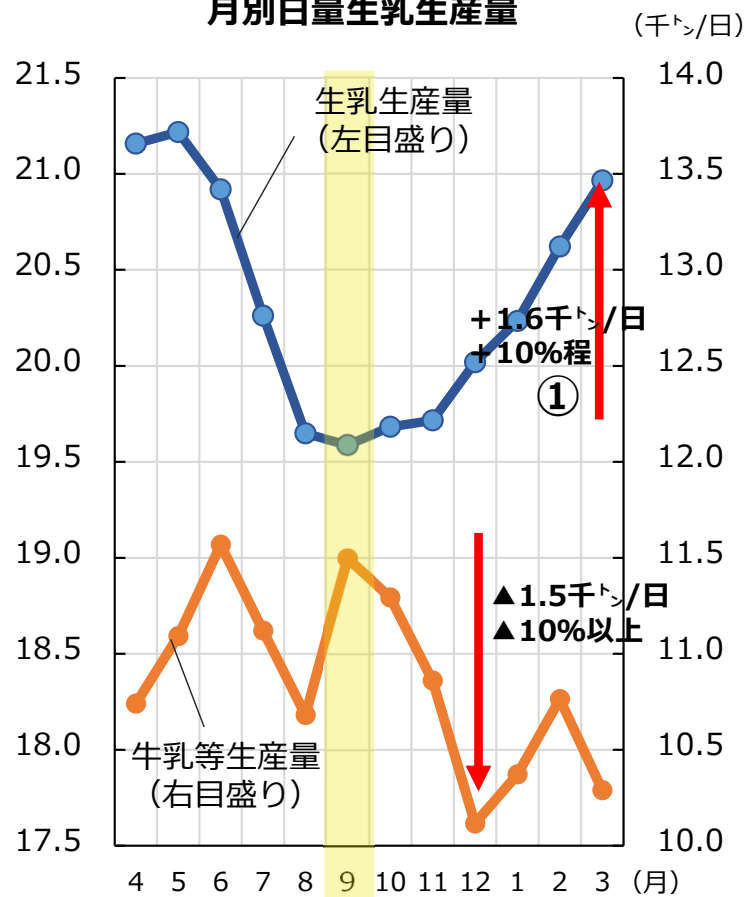


生乳需給調整の基本的な考え方と課題

- 生乳、特に飲用仕向けは需給変動に弱く価格が暴落しやすい。飲用の需要変動分(下図①、②)は主に北海道の指定団体を介して脱バに仕向けており、これによって飲用仕向け価格の暴落を防いでいる。
- 他方、ここ数年は、脱脂粉乳需要のみが低迷(下図③)。対策により(値下げ財源を確保し)、輸入品との置き換え等により需給調整機能を維持している。

季節

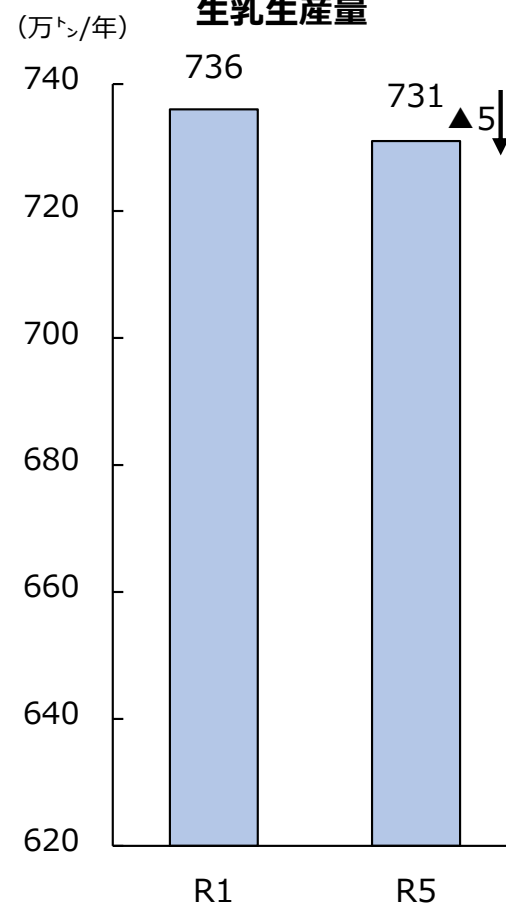
月別日量生乳生産量



⇒ 需要期に供給するためには、不需要期を中心に脱バ生産が不可欠(①)。

消費構造

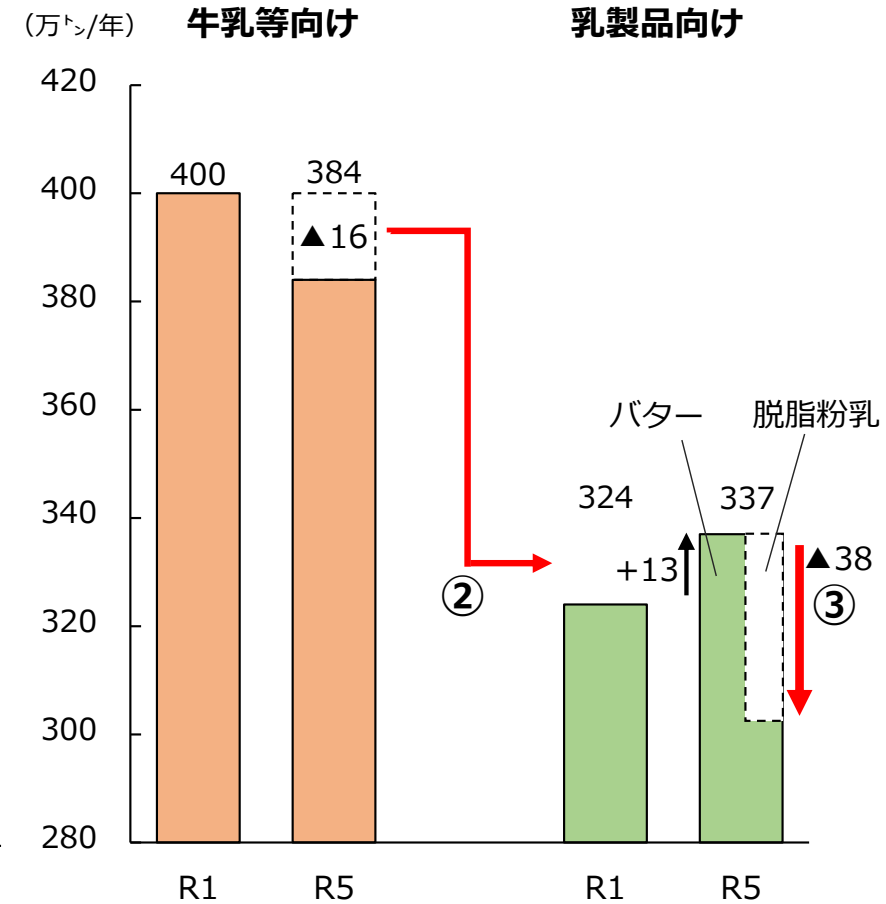
生乳生産量



⇒ 牛乳等の需要変動分は脱バで吸収(②)。

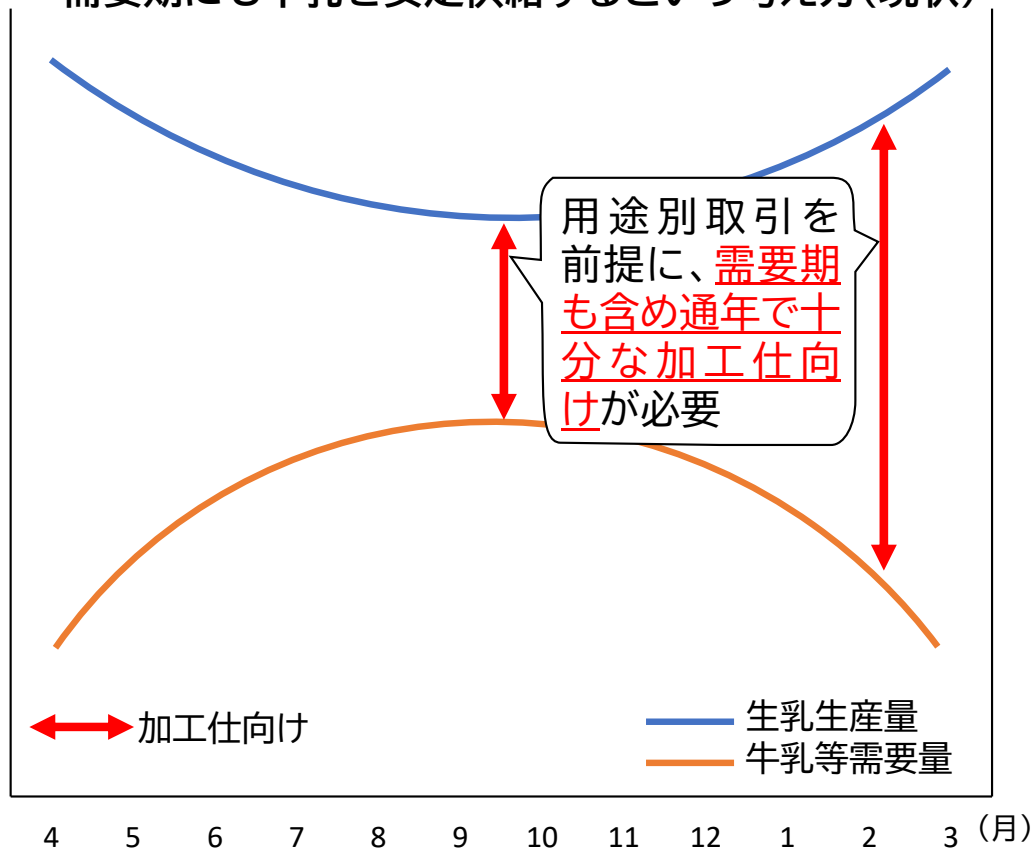
⇒ ここ数年、脱脂粉乳の需要のみが低迷しているとの課題(③)。牛乳の価格の安定及び牛乳の安定供給には、この課題への対応が不可欠。

牛乳等向け



生乳生産量と需給調整の関係

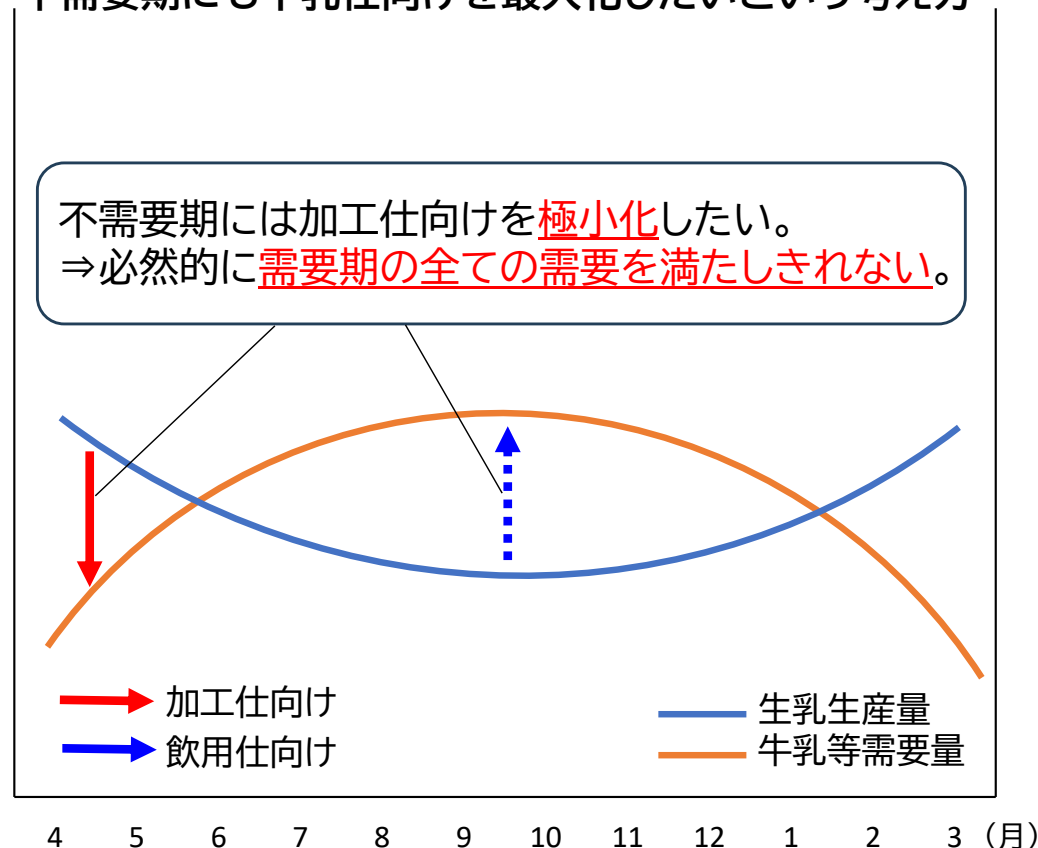
需要期にも牛乳を安定供給するという考え方(現状)



【課題】

- (1) 乳製品工場の通年操業の確保
- (2) 牛乳の需要減少や、脱脂粉乳とバターの需要の跛行等生乳需給の構造問題(需給調整コスト)の一部事業者へのしわ寄せ

不需要期にも牛乳仕向けを最大化したいという考え方



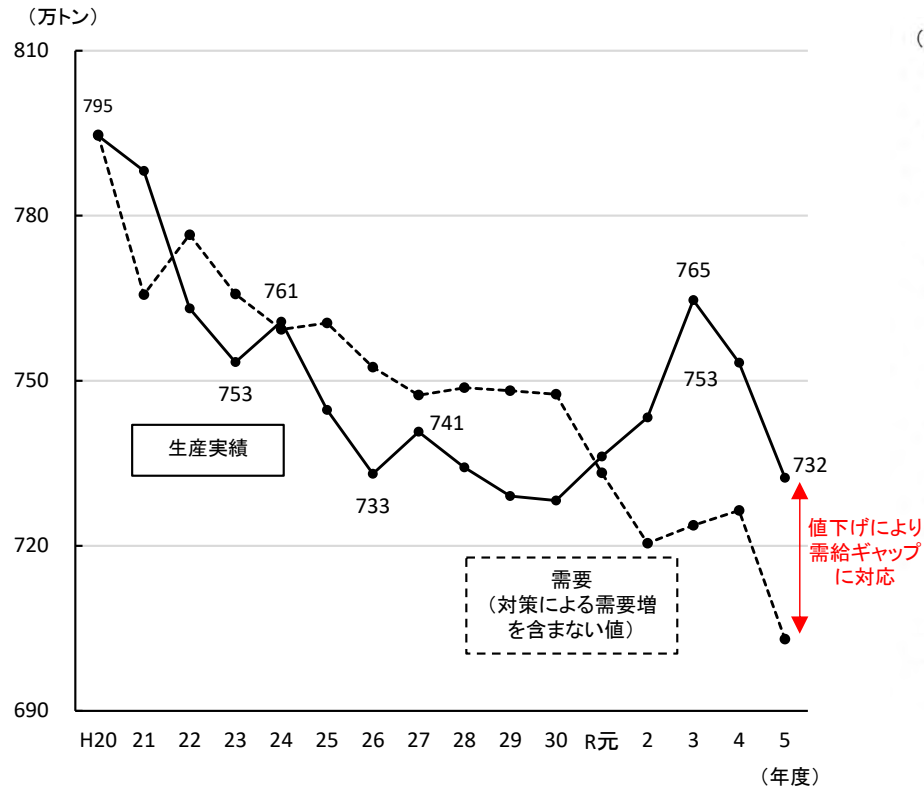
【課題】

- (1) 需要に合わせた生産、つまり、生産カーブ(下に凸)の形状を需要カーブ(上に凸)に合わせること
⇒牛の生体を鑑みると困難
- (2) 需要に合わせた供給、つまり、需要期に不足する分の、他の地域や事業者による供給、又は、成分無調整牛乳に代わる乳飲料等による供給
⇒後者については、成分無調整牛乳市場の縮小は国産生乳の優位性や高い生産者乳価を毀損する可能性

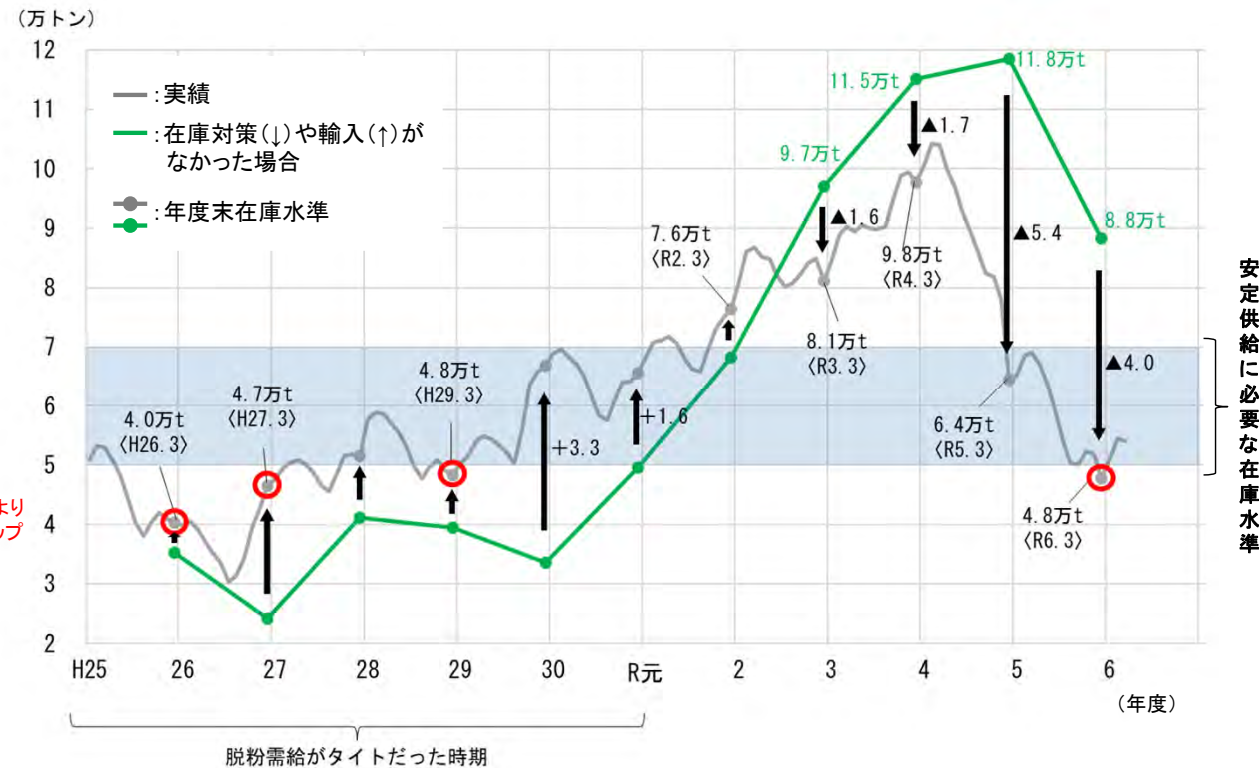
生乳需給の動向

- 生乳生産量は、平成30年度を底に令和3年度まで増加。
- 一方、ヨーグルト需要の低迷や新型コロナウイルス感染症の影響等により、特に脱脂粉乳の需要が低迷し、令和2年度以降は過剰在庫が問題化。このため、生産者団体は、乳業者と全国で協調した在庫低減対策(値下げ)を実施するとともに、令和4・5年度には生産抑制も実施。

生乳生産量及び需要量の推移



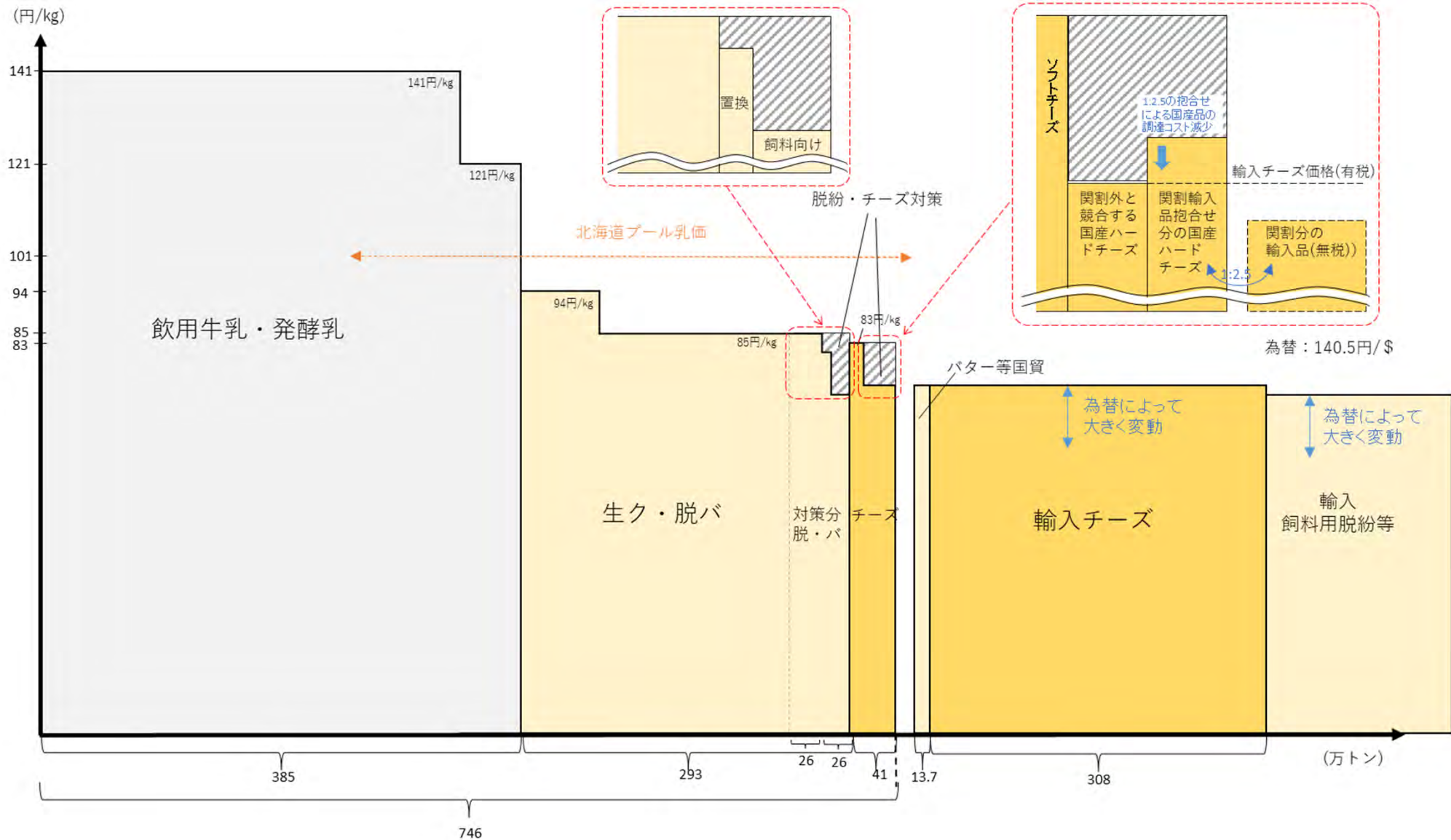
脱脂粉乳在庫量の推移



資料：牛乳乳製品統計をもとに牛乳乳製品課で推計

牛乳乳製品需要と取引価格

- 国産乳価を前提とした需要量を超えると、処理不能乳が生じるか、又は、処理できても、必ず、**輸入乳製品の価格と直接競合することになる。**
- このため、例えば、コロナ禍以降過剰となった脱脂粉乳については、生産者団体と乳業が全国で協調した対策(値下げ)により対応してきた。



脱脂粉乳在庫低減対策の概要

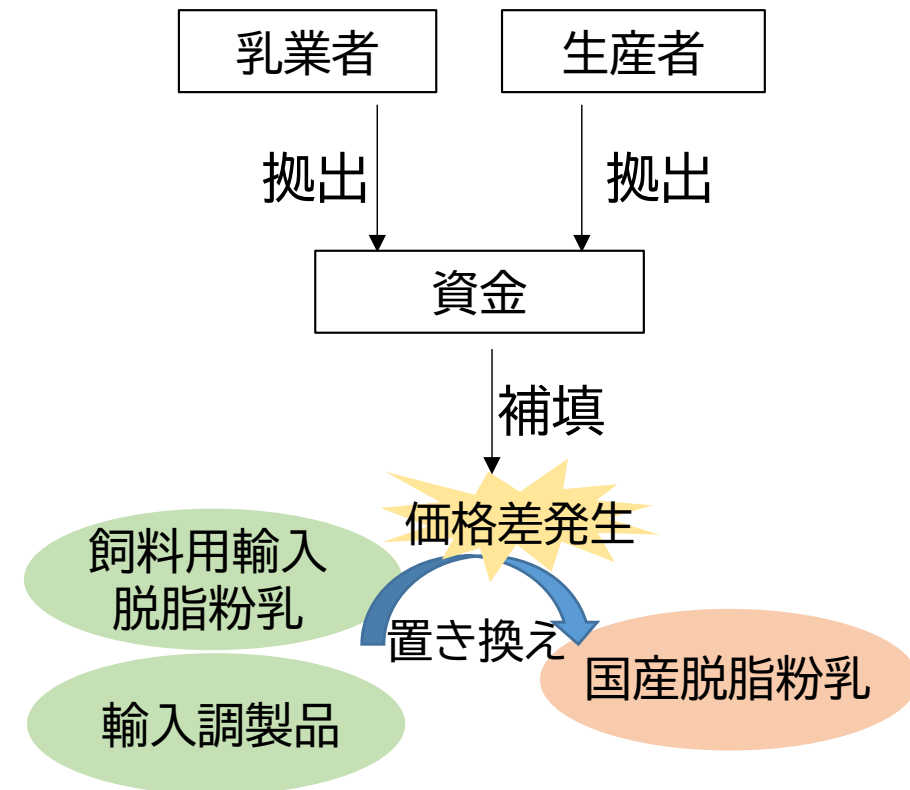
○令和4年度から、全国の生産者、乳業者が協調して資金を拠出し、国産脱脂粉乳の飼料転用や輸入調整品との置換えといった在庫低減対策を実施。国も取組を支援。

<令和4年度の実施内容>

(令和3年度酪農・乳業意見交換会の議論の取りまとめ抜粋)

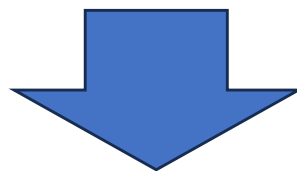
在庫削減品目	脱脂粉乳のみ
在庫削減量	令和3年度末在庫とコロナ前(令和元年度末)の水準との差(R3.11時点の見込み値は約2万t)
在庫解消方法	飼料転用及び輸入調製品との置換え等
応分の拠出	全国の生産者、乳業者で等分に取り引乳量に応じて拠出することを基本とする(本対策の利用量に応じた拠出含む)

<在庫対策の考え方>



生産者向け乳価を安定させ、酪農産業を支えるとともに、 消費者に牛乳を通年安定供給するために避けられない取組

- 1 個体乳量の季節変動に応じた、生乳の年間安定取引。
- 2 牛乳の投げ売りを防止するための、不需要期を中心とする加工仕向け先の確保・拡充。
用途別取引を前提として、牛乳仕向けで生じる余乳は加工に仕向けることが原則。
- 3 脱脂粉乳・バターの跛行性や牛乳の消費減少等の構造問題についての対応。全国的な対策への関係者の参加。



全国的な見地から必要な生産者・事業者の取組については、国の様々な政策ツールを通じて促していく。

改正畜安法施行後の状況を踏まえた需給調整の在り方等に係る対応状況

○生乳流通をめぐる状況の変化や現場の声を踏まえ、①畜安法における更なる規律の強化に向けた検討、②生乳流通事業者間での情報交換の積み重ね、③牛乳需給の安定のために全国的に必要な取組についての酪肉近への反映等を進めていく。

これまでの取組

(1)畜安法における新たな規律の強化に向けた検討

- ・需給緩和時にも指定団体は「正当な理由」がある場合を除き、生産者からの生乳取引の申出を拒むことができない。
- ➡翌年度の出荷予定数量に大きな変更がある場合に早期の申出の期限を設定することが可能となるよう省令改正を実施。

(2)系統及び系統外との需給調整に関する情報交換会の積み重ね

- ・生乳流通の多様化が進んだことにより、「需給の見通しが立てにくくなっている」、「需給調整が難しくなっている」との声。
- ➡これまで情報交換会を8回実施し、飲用の投げ売り防止のため加工が重要であること牛乳需給の安定のために全国的に必要な取組があること等を議論。

(3)畜産部会においても需給調整のあり方を更に議論

更なる課題

- ・季節変動に沿った数量で取引契約が結ばれているが、期中に出荷先を一部変更する等契約を違反する生産者がある。
- ・しかし、一般的に出荷数量は暑熱や分娩のタイミングでも大きく変動するため、こうした生産者に数量の変動のみで違反を問いにくい。

- ・投げ売り防止のための不需要期を中心とした加工仕向け先の確保・拡充

- ・脱脂粉乳在庫低減対策等、全国的に必要な取組へのすべての関係者の参加

対応方向

- ・指定団体が契約違反への対応を強化するための省令改正等を実施

- ①生産者に事情の説明を求め、期中の出荷先の変更等にはきちんと契約違反を問えるよう運用を明確化する
- ②その上で、契約違反を繰り返す生産者からの翌年度分の取引の申出は拒むことができるようにする等

- ・需給調整施設の整備を支援する事業を措置（令和6年度補正予算）
- ・稼働率向上にも資する既存加工施設の融通について議論

- ・来年度から、全国的に必要な取組への拠出を、幾つかの主要な補助事業への申請要件とする措置(クロスコンプライアンス)を導入

上記(1)(2)も含め、需給調整の在り方等に係る今後の取組を整理・議論し、酪肉近に反映

- 1 生乳の供給量と需要量は、1年の中で異なるカーブを描き、年単位でも変動があるため、需給調整は必須。需要を超えて生産された生乳は、脱脂粉乳・バターに仕向けられる。
- 2 昨今の脱脂粉乳需要の低迷により、脱脂粉乳の過剰在庫が問題化。
これに対して、生産者団体と乳業者は全国で協調した在庫低減対策(値下げ)を実施。
- 3 生乳需給安定は全ての酪農乳業者にとって経営安定の基盤。
生乳需給は、全国で、また全ての用途でつながっており、脱脂粉乳の需給安定のための取組による効果は牛乳、その他乳製品、脱脂粉乳そのものの需給と価格の安定を通じて全ての酪農乳業関係者に裨益(乳価の引上げ、需給緩和時の乳価の維持など)。
- 4 全国的な生乳需給安定のための取組を後押しするクロスコンプライアンス制度の導入に、ご理解、御協力をお願いします。

Ⅱ クロスコンプライアンス制度の概要



目的

- 牛乳乳製品の需要拡大等による生乳需給の安定は、我が国酪農・乳業の発展に重要。
- 牛乳乳製品の需要低迷といった全国的な課題への対応には、需給の安定を通じて酪農・乳業に携わる全ての方に利益を与えるものであり、幅広い関係者の参加が必要。(さもないと一部の酪農家等にその負担が偏ることに)
- 現在、多くの酪農家、乳業者が参画し、過剰な脱脂粉乳在庫の低減を図る全国協調の取組が進められており、このような民間の取組を後押しすることを目的。

生乳需給クロスコンプライアンスの概要

- 主要な酪農関係の補助金等の交付を受ける場合に、全国的な生乳需給安定のための取組に対して拠出していることを要件とするもの。
- 令和7年度から、主要な酪農関係の補助事業に段階的に導入。

対象となる補助事業

以下の8つの事業を軸にクロスコンプライアンスを段階的に導入します。

- ①国産チーズ生産奨励等事業
- ②生乳流通改善緊急事業
- ③バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業
- ④中小酪農等対策事業
- ⑤乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
- ⑥酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)
- ⑦畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
- ⑧ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)

注1:①～④及び⑥が(独)農畜産業振興機構、⑤、⑦及び⑧が農林水産省が実施する事業。

注2:これらの事業は、令和7年1月時点で措置されている事業のうち、クロスコンプライアンスを導入する可能性がある事業を例示しているもの。将来措置されることが決定されているものではない。なお、⑤～⑧については、R6年度補正(R7年度)では対象となりません。

注3:上記に記載のない補助事業(飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援等)については、今後事業の実施状況等を踏まえて、クロスコンプライアンスの対象とするかを検討。

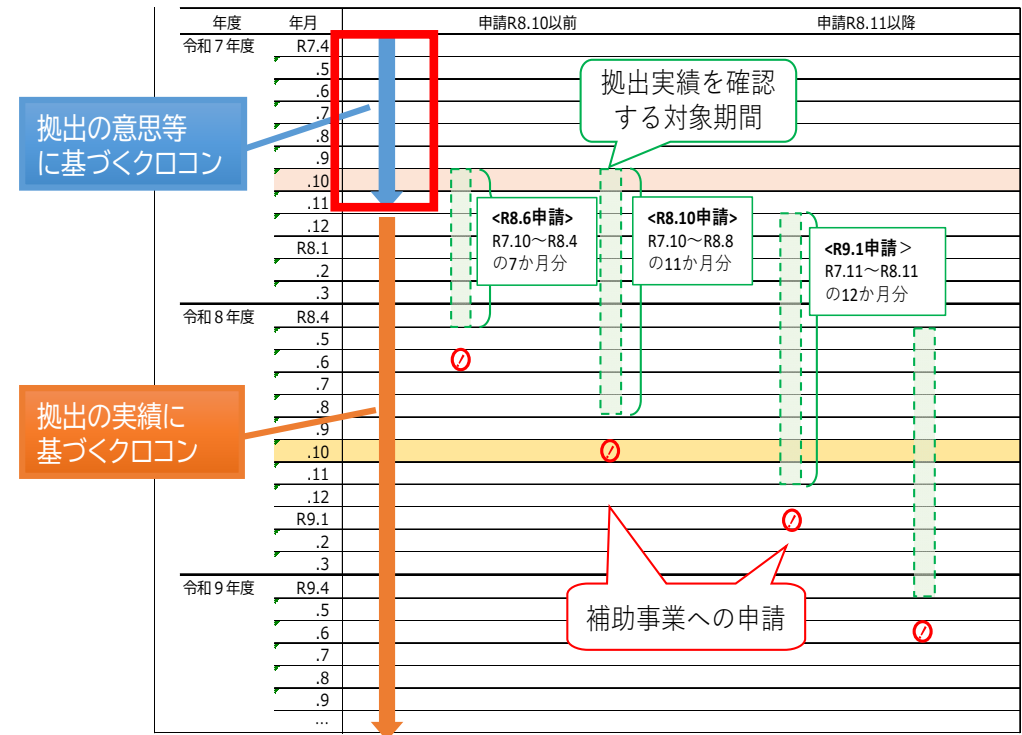
令和7年4月以降に補助事業に申請する場合

「拋出意思」のクロコン

・対象の補助事業：**8つの事業のうち以下の事業**

- ①国産チーズ生産奨励等事業
- ②生乳流通改善緊急事業
- ③バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業
- ④中小酪農等対策事業

・要件：令和7年4月以降、**拋出の意思を有していること**



取引乳量全量に対して、拋出されている方は自ずと要件を満たすため、細かく要件を心配する必要はありません。

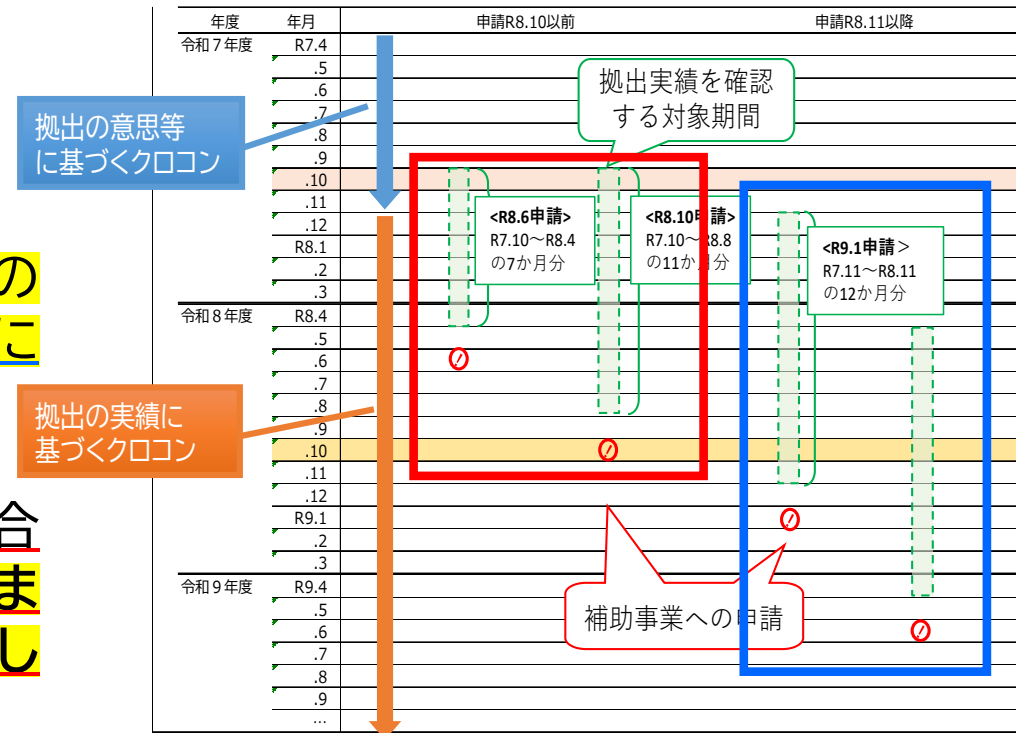
令和7年12月以降に補助事業に申請する場合 I

「拠出実績」のクロコン

- ・対象の補助事業：**①～⑧の8つの全ての事業**
※⑤～⑧については、各事業の要綱等の記載に合わせて対応

- ・要件：令和7年10月以降、補助事業の**申請月の前々月までの12か月分の全ての取引乳量に応じた金額を継続して拠出していること**
(右図の青枠部分)

※ただし、令和8年10月以前に申請する場合には、令和7年10月以降、申請月の前々月までの全ての取引乳量に応じた金額を継続して拠出していることが要件
(右図の赤枠部分)



➡ ⑥～⑧については、申請後も拠出要件が課されます(次のページ)

取引乳量全量に対して、拠出されている方は自ずと要件を満たすため、細かく要件を心配する必要はありません。

令和7年12月以降に補助事業に申請する場合Ⅱ

「拠出実績」のクロコンのうち成果報告が求められる事業の取扱い

・対象の補助事業：**8つの事業のうち以下の3つの事業**

- ⑥酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)
- ⑦畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
- ⑧ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)

・要件：**補助事業の申請を行った月の前月以降、各補助事業に規定する成果報告を行う前々月まで継続して拠出していること**

→施設や機械導入後、一定期間拠出を継続しないと、補助事業の要件違反に該当

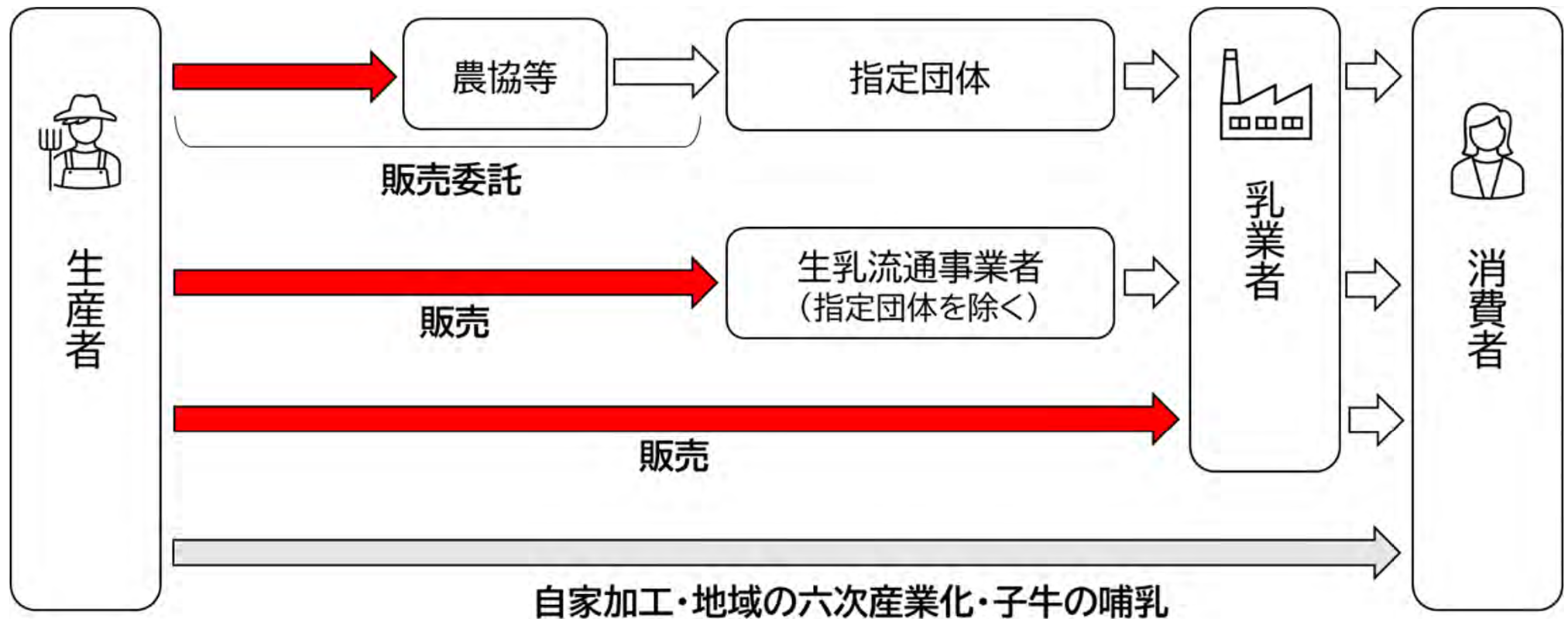
※具体的には、各事業の要綱等に記載予定。

取引乳量全量に対して、拠出されている方は自ずと要件を満たすため、細かく要件を心配する必要はありません。

➡ 「全ての取引乳量」についての説明(次のページ)

「全ての取引乳量」とは

- 生乳流通事業者や乳業者に委託販売又は販売を行った全ての乳量です。
- ただし、自家消費等（自家加工・地域の六次産業化・子牛の哺育）、沖縄県及び伊豆諸島で生産された生乳は、全国の生乳需給に与える影響が限定的なことから、対象数量から除外します。



全ての取引乳量とは



取引生乳の一部については拠出しているが、拠出要件を満たすのか

全ての取引乳量に応じて拠出していなければ、要件を満たしているとは言えません。



「自家加工」とは何か。

酪農経営体が自らが所有する施設で牛乳乳製品を製造する行為を指します。乳業者に製造委託をする場合や酪農経営体と資本関係がある別法人が製造する場合は自家加工に含みません(ただし、原則として、日量3トン以下の場合は自家加工に含める方向で検討していきます)。

また、事業者へ生乳を販売委託又は販売した後、当該生乳を買戻し、自らの牛乳乳製品製造に利用する場合は、生乳取引があるため拠出の対象とします。



「地域の六次産業化の取組」とは何か。

酪農経営体が、同一の地域内にある小規模な加工施設(チーズ工房等)に生乳を販売する場合です。

小規模の定義については、地域の実情を踏まえつつ、原則として、処理能力が日量3トンを上限とする方向で検討していきます。

補助金申請時に必要期間の拠出金の納付を行っていなかった場合

基本的には、補助金の交付を受けることができません。

しかし、

速やかに、要件を満たすように拠出金を遡及的に納付し、
そのことを、事業実施主体等が、資料により確認できた場合は、
補助事業の交付を受けることが可能です。

ただし、**その場合でも、補助事業の申請期限には注意**してください。(申請期限を延長するものではありません。)